

令和5年高島市農業委員会第4回総会議事録

- 1 開催日時 令和5年4月10日（月）
午後1時30分から午後3時07分まで
- 2 開催場所 高島市役所 新館3階 会議室 9・10
- 3 出席委員（17人）

会長	6番	中田正敏
副会長	9番	地村満信
	1番	左崎 泉
	2番	松村茂與門
	3番	水口 淳
	4番	高木敏一
	5番	采野 哲
	7番	前川高康
	8番	岡本義治
	10番	中川幸雄
	11番	西澤恵美子
	12番	日置克己
	13番	高城伸司
	15番	萬木喜代次（議事録署名委員）
	16番	小島 明（議事録署名委員）
	17番	足立哲夫
	19番	河原林幸和
- 4 欠席委員

	14番	山田善嗣
	18番	東村定典
- 5 遅参した委員

	8番	岡本義治
--	----	------
- 6 傍聴人の数 なし
- 7 次第
 1. 開会
 2. 高島市農業委員憲章唱和
 3. 会長挨拶
 4. 議事日程
 - 第 1 議事録署名委員の指名
 - 第 2 報告事項
 - 第 1 令和4年度人・農地プラン検討会について
 - 第 2 令和4年度第8回高島市農産ブランド認証委員会について

第 3 農地の取得に係る下限面積要件の廃止および高島市空き家に付随した農地の別段面積取扱い要綱の廃止について

第 4 営農型太陽光発電設備の下部の農地における農作物の状況報告について

- 第 3 報告第 7 号 人事異動に伴う農業委員会職員の任免について
- 第 4 報告第 8 号 田畑転換等農地の形状変更届出書の受理について
- 第 5 報告第 9 号 農地法第 4 条第 1 項第 9 号に係る届出書の受理について
- 第 6 報告第 10 号 農地の転用事実に関する照会について
- 第 7 議案第 19 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 第 8 議案第 20 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 第 9 議案第 21 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 第 10 議案第 22 号 高島市農用地利用集積計画の決定について
- 第 11 議案第 23 号 農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて

(追加議案)

- 第 1 議案第 24 号 県営上安曇地区経営体育成基盤整備事業参加資格交替の申出について
- 第 2 議案第 25 号 県営青井川地区農村地域防災減災事業参加資格交替の申出について

5. 協議事項

- (1) 高島市農業再生協議会委員の推薦について
- (2) 令和 5 年度最適化活動の目標の設定等について
- (3) 令和 5 年度高島市農業委員会活動計画について

6. 連絡事項

- (1) 令和 5 年第 5 回総会について

- ・ 日 時 令和 5 年 5 月 10 日 (水) 午後 1 時 30 分
- ・ 場 所 高島市役所新館 3 階 会議室 11・12

8 会議に出席した職員

農林水産部	部長	長瀬 正弘
農林水産部農業政策課	次長	中川美知夫
	参事	藤原 峰樹
	主任	大辻可奈子
	主事	南村 悠斗
農林水産部農村整備課	課長	水口 善弘
農林水産部ほ場整備推進室	室長	増本 靖之
	主査	村田 悠伎

9 会議に出席した事務局職員

農業委員会事務局	局長	中川美知夫
	局次長	伊庭 久美
	参事	青谷 和夫
	参事	前河 康史
	主任	飯田 浩一

10 会議の概要 次のとおり

事務局	皆様、こんにちは。皆様には、何かとご多用の中ご参集いただきまして誠に有難うございます。ご案内をさせていただきました時刻になりましたので、令和5年第4回高島市農業委員会総会を開会させていただきます。私、昨年度に引き続き、農林水産部次長兼ねまして農業委員会事務局長を務めさせていただきます中川でございます。今年度もどうぞよろしくお願いいたします。本日は今現在16名の委員にご出席を賜っており、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして在任委員の過半数以上であり、本総会が成立いたしますのでご報告をさせていただきます。なお、欠席の委員は14番 山田委員、18番 東村委員です。また8番 岡本委員におかれましては10分程度遅れるとの連絡が入っております。 続きまして、総会開会前の連絡事項を申し上げます。 本日の案件は、報告事項4件、報告案件8件、農地法に基づく許可等案件として、第3条関係案件6件、第4条案件1件、第5条案件3件、市長部局からの案件として「高島市農用地利用集積計画案件」35件、「農業改善計画認定案件」2件、計59件につきましてご審議をいただくことになっております。本日の総会では、議案朗読を省略させていただきますとともに、議案説明につきましてもできる限り短縮をさせていただきます。また、15時から全員協議会を予定しておりますので、各委員におかれましても、スムーズな議事進行にご協力を賜りますようお願いいたします。 次に、議事参与の制限についてお願いいたします。本日、審議をいただきます議事日程第5、報告第9号「農地法第4条第1項第9号に係る届出書の受理」につきましては、■番 ■■■■■■■■■■に退席を求めご意見をいただくこととなります。また、議事日程第8、議案第20号「農地法第4条の規定による許可申請」は、■番 ■■■■■■■■■■に退席を求め、審議、採決をいただくこととなりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。 本日、委員のお手元に「令和5年第4回高島市農業委員会総会 参考資料」を配付させていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。
-----	---

	なお、参考資料のうち、個人情報が含まれているものにつきましては、会議終了後回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。 また、議案第２２号「高島市農用地利用集積計画の決定」につきましては、農用地利用集積計画表に記載の誤りがございましたので、訂正した議案をお配りさせていただいております。誠に申し訳ございませんが、差し替えをお願いいたします。 あわせまして、令和５年第４回高島市農業委員会総会議案書 追加議案をお手元に配付いたしております。議案第２４号「県営上安曇地区経営体育成基盤整備事業参加資格交替の申出について」、および 議案第２５号「県営青井川地区農村地域防災減災事業参加資格交替の申出について」でございます。 この案件につきましては、土地改良事業に関する資格の申出書が農業委員会に提出されてから、承認するか否かを決定する期間が、土地改良法施行令によりまして７日間と定められているところでございます。この申し出につきまして４月３日に申し出があったことから、追加議案として、審議をお願いすることとなったものでございます。それでは、高島市農業委員会憲章の唱和を、地村副会長よろしくお願いいたします。
副会長	皆様、ご起立の方お願いできますか。総会の資料を１枚めくっていただきますと、憲章が載っておりますのでご覧いただきたいと思います。それではまいります。 《唱和》
副会長	どうも、ありがとうございました。
事務局	それでは、総会の開会に際し、中田会長が挨拶を申し上げます。
会長	《会長挨拶》
事務局	これより後の総会の議事進行につきましては、高島市農業委員会総会会議規則第５条の規定に基づき、中田会長にお願いいたします。
会長	それでは、これより、「令和５年 第４回 高島市農業委員会総会」を開会いたします。

会長	本日の議事日程に従い、会議を進めさせていただきます。日程第1「議事録署名委員の指名」につきましては、私の方から指名させていただきます。本日の総会の議事録署名委員には、15番 萬木喜代次委員、16番 小島明委員、お二方よろしくお願い申し上げます。
会長	次に、日程第2「報告事項」を議題といたします。第1「令和4年度人・農地プラン検討会について」ご担当いただいております西澤委員よりご報告をお願いいたします。
西澤委員	11番 西澤です。報告いたします。令和4年度には計6回、人・農地プラン検討会が書面による開催がされました。新規作成5集落、更新集落12集落の人・農地プランについて審議がされ、全て承認されましたことを報告させていただきます。当日配付資料に参考資料も添付されておりますのでご参照ください。以上でございます。
会長	それでは本件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	ご質問もないようでございますので、次に、第2「令和4年度第8回高島市農産ブランド認証委員会について」担当していただいております采野委員からご報告をお願いします。
采野委員	5番 采野です。令和4年度第8回農産ブランド認証委員会についてご報告いたします。お手元の資料の2番になっております。去る令和5年3月30日に、ここの新館の3階の会議室で認証委員会を行いました。3月の時期は例年、毎年のように一番申請件数が多い月でしたので、それぞれの産物の申請が24名、ランク1が12名、115件、76品目、ランク2が15名、23件7品目、ランク3が1名、1品目というような形でたくさんの申請があり審査を行いました。詳細につきましては次のページ以降に綴じられてあるとおりでございます。すべてのことについて、慎重に審議した結果、すべて申請のとおり承認されたことをご報告いたします。以上です。
会長	ありがとうございます。それでは、本件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

	(質疑・意見なし)
会長	それでは、ご意見もないようですので、次に、第3「農地の取得に係る下限面積要件の廃止および高島市空き家に付随した農地の別段面積取扱い要綱の廃止について」事務局よりご報告をいたします。
事務局	報告事項 第3 本日お配りいたしました参考資料をお開きいただきたいのですが、右肩に資料3と書いてございますのでこちらの資料をご覧ください。これまでは、農地を取得するためには一定の面積50アール以上を経営する必要がございました。しかし、農業者の減少・高齢化が加速する中、認定農業者等の担い手だけでなく、経営規模の大小にかかわらず意欲を持って農業に新規参入する者を地域内外から取り込むことが重要であり、これらの者の農地の利用を促進する観点から、令和5年4月1日から農地法が定める許可要件のうち、50アール以上の農地を経営する必要がある下限面積要件が廃止となりました。併せまして、下限面積要件の廃止に伴い、別段面積の設定が不要となることから、高島市空き家に付随した農地の別段面積取扱い要綱を廃止するものです。なお、農地を取得するための許可要件として、1. 農地のすべてを効率的に利用すること、2. 必要な農作業に常時従事すること、3. 周辺の農地利用に支障がないことにつきましては、引き続き満たしていただく必要がございます。 下限面積要件の廃止につきましては、広報たかしま4月号に掲載し、周知に努めているところです。また、委員のみなさまには3月27日付け文書で情報提供させていただいております。以上でございます。
会長	本件につきまして、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	それでは、次に、第4「営農型太陽光発電設備の下部の農地における農作物の状況報告について」事務局から報告をお願いします。
事務局	本日お配りしました参考資料 右肩 資料番号4をご覧くださいと思います。それでは、報告させていただきます。営農型太陽光発電は、太陽光を農業生産と発電とで共有する取組です。作物の販売収入に加え、売電による収入や発電電力の自家利用により、農業者の収入拡大による農業

	経営のさらなる規模拡大や6次産業化の推進が期待できます。なお、営農型太陽光発電の取組に当たっては、発電事業を行う間、太陽光パネルの下部の農地で適切に営農を継続する必要がある、設備の設置に当たっては、農地法に基づく一時転用が必要となっています。令和3年2月総会にて許可しました高島市鶴川地先での営農型太陽光発電設備の状況報告をさせていただきます。 許可書交付後、適正な営農の継続が実施されるよう、高島地区の農業委員および最適化推進委員により定期的なパトロールを実施されてきました。本年2月28日に、設置者から農作物の生産に係る状況報告があり、3月30日に、高島地区委員会で状況を確認されました。現地は、階段状に3段にわけて太陽光パネルが設置され、太陽光パネルの下部に原木を配置し、原木シイタケを栽培されています。収穫の状況について、年間で約110キログラムの収穫があり、原木の入れ替えを行うとともに30本程度追加され、合計210本の原木で栽培されています。国の基準においては、平均的な単収と比較して、おおむね2割以上減収していないこととなっており、今回の報告については基準を満たしていると考えます。 なお本件は県に報告する必要がある、令和5年3月30日に開催されました高島地区委員会での意見等を踏まえ、代表して高島地区委員長である山田委員の所見により、報告書を提出する予定でございますので報告いたします。
会長	本件につきましては、地区委員会を開催していただいておりますので、高島地区委員長より報告をお願いいたします。
高城委員	13番の高城でございます。本日地区委員長の山田委員が欠席でございますので、私の方からお答えしたいと思います。30日に高島の地区委員会を開きまして、いろいろ検討をさせていただきました。委員の中から、山田委員の内容に書いていますようにシイタケをぜひとも販売をしていただきたい、という要望がございました。その中で事務局にお聞きしましたところ、必ずしも販売をしなくてもよいんやというようなご意見をいただきましたので、一応シイタケ栽培もされておりますので、やむを得ないということで承認するというように決定をいたしました。今後の条件等につきまして、ぜひとも販売をしていただくように努力していただきたいというご意見がございました。以上でございます。
会長	それでは、本件につきまして、ご意見、ご質問ございましたらご発言い

采野委員	ただきたいと思います。はい、采野委員。 5番 采野です。昨年も同じような質問をさせてもらったんですけども、先ほどの高島の方の地区委員会の中でもお話されたということなんですけど、販売の実態がないという認識でいいということですね。そうした場合にどうやって、収穫量の正確な数字を把握されているのかというのを事務局から教えていただきたいです。
事務局	今の采野委員のご質問につきましてお答えさせていただきます。資料4の状況報告ということで、状況報告書を添付させていただいておりまして、裏面にもその状況の写真を添付させていただいています。そのほかに年間どれだけとれたかという一覧表を報告させていただいておりまして、そこに年間110キロの収穫があったということで確認をしておりますので、それをもって確認はさせていただいたというところでございます。
会長	はい、采野委員。
采野委員	110キロ収穫したというのは、どうやって判断しているんですか。それは栽培者が自主申告しただけの数字であるのか、何をもってして、それを判断されたんですか。
事務局	お答えさせていただきます。一覧表につきましては110キロということで、年間の、何月、何月ということで記載のある一覧で、それをもって本人さんの申告ということで確認をさせていただきました。以上です。
会長	どうぞ。
采野委員	僕、そんなに原木シイタケ詳しくないんですけど、そんな年間通じて110キロ、その程度が、毎年言ってるんですけど、去年も言わせてもらったんですけど、この方販売してないから売電で収益得てますよね、営農で収益得てないですよ、こんでいいんかということなんですよ。本来の趣旨、一番最初に、事務局本来の目的を読み上げられたんですけども、まったくそれとはかけ離れていますよね、6次産業化もへったくれもないじゃないですか。販売も何もしてないし。まあどこかの段階で、これがいいというならばね、今後このような申請が出てきたことがあったとしても、これがいいというふうになってしまうじゃないですか。この太陽

	光発電の下で営農するというのは国もある程度勧めている部分もありますけれども、一方で目的が売電であれば、この程度のことでそれができるといふようになってしまえば、全く本来の趣旨と反したことになるので、これ令和３年からあったと思うんですけど、確か昨年も同じような指導がいつてはらずで、もう少し例えば事務局が現地に赴いて、３か月に１回なり現状を見るとか、本当にその収穫物が販売されてないのであれば、１００何キロのシイタケはどこにいったんかとか、しっかりと調べる必要があると思うんですけど、まあこれは個人の意見ですので、と思いますね、以上です。
事務局	今のご質問ですけれど、昨年度１１０キロ年間獲れたということで、確かに確認をしておりますと、１１０キロですけれども、不揃いのものもあるようなことを言っておられまして、実際自家消費と近所に配るというようなことでありました。ただ、今、委員おっしゃいましたように営農型ということでありますので、販売までというところがまだ至っていないというところでもありますけれども、事務局の方もそう申請者の方にはお伝えさせてもらっているんですけれども、直売所なり販売をできるようにということではお願いしております。今後も引き続き申請者の方には販売できるようにということで促していきたいと思います。以上です。
会長	他、ご意見ご質問ございませんか。それではご意見ないようでございますたら、以上をもちまして、日程第２「報告事項」を終わらせていただきます。
会長	次に、日程第３ 報告第７号「人事異動に伴う農業委員会職員の任免について」事務局より報告をいたします。
事務局	人事異動に伴う農業委員会職員の任免についてでございます。議案書４ページをご覧ください。 「人事異動に伴う農業委員会職員の任免について」農業委員会等に関する法律第２６条第３項の規定に基づき、農業委員会職員を任免したので報告いたします。 この度の人事異動では、安原事務局次長が環境センターへ、堀居主事が都市政策課へ転出をいたしました。代わりまして、伊庭事務局次長が古賀保育園より、飯田主任が農業政策課より転入をいたしました。なお、飯田主任につきましては、農業政策課との併任になります。なお、堀居主事に

	つきましては、本日公務のため欠席しております。以上でございます。 それではここで、異動いただく職員の方からあいさつをいただきたいと思います。 《職員挨拶》
事務局	なお、安原、飯田につきましては、公務の都合上ここで退席をさせていただきます。
会長	以上で、日程第3「報告第7号」を終わります。
会長	次に、日程第4 報告第8号「田畑転換等農地の形状変更届出書の受理について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
事務局	5ページをご覧ください。報告第8号、番号1。本件は、湿気や排水の問題から耕作することが困難な農地であるため、盛り土を行い、畑として利用し、四季折々の野菜を栽培する計画を立てています。高島市 田畑転換等 農地の形状変更に関する指導要綱により、届出書を審査したところ、計画の趣旨は妥当であり、その他、届出に係る必要書類もそろっていることから高島市 農業委員会 会長専決規程第2条第1項第3号の規定により異議ないものとし、令和5年3月6日に形状変更に同意しましたので、ご報告いたします。届出位置図等は、報告・議事案件資料集1ページから2ページをご参照ください。 なお、事前に委員から、「当該地は資料集2ページ写真奥の田と一体的に利用されているが、境界の形状や取水・排水はどうなるのか」とのご質問がありました。隣接する東側の田につきましては、3月総会におきまして宅地分譲の5条案件として許可相当とご判断いただいた農地でございます。農地転用に伴い当該地の取水・排水が困難となるため、今回併せて田畑転換を行い、畑として利用するものでございます。以上でございます。
会長	それでは本件につきまして、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	以上で、日程第4「報告第8号」を終わらせていただきます。

会長	次に、日程第５ 報告第９号「農地法第４条第１項第９号に係る届出書の受理について」を議題といたします。事務局からの説明いたします。
事務局	６ページをお開きください。報告第９号、番号１。本届出は、農機具が入るための進入路を確保するため、農地の一部を農地転用されるものです。届出地は、都市計画区域内の用途地域、第１種住居地域であることから、第３種農地」と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えます。転用目的が農業用施設で面積が２００平方メートル未満の転用であることから農地法第４条第１項第９号の届出があったものです。届出書を審査したところ、必要書類も揃っていることから、高島市農業委員会会長専決規程第２条第１項第１号の規定により、令和５年３月９日に届出書を受理しましたのでご報告いたします。位置図等は、報告・議事案件資料集の２ページから４ページをご参照ください。以上でございます。
会長	それでは以上で説明が終わりました。これよりご意見やご質問をお受けします。法第３１条第１項の規定により■番 ■■■■■の退席を求めます。 (■■■■■ 退席)
会長	それでは、本件につきまして、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	意見がないようでございますので、以上で日程第５「報告第９号」を終わります。 (■■■■■ 入場・着席)
会長	続いて、日程第６、報告第１０号「農地の転用事実に関する照会について」を議題といたします。事務局から説明をいたします。
事務局	７ページをお開きください。報告第１０号、農地の転用事実に関する照会について、本案件は、前回総会以降に、大津地方法務局高島出張所から照会がありました番号１から番号５について、事務局で現地調査し、既に農地でない状況であったことを確認した後、非農地の旨を会長専決規程に

	より回答しましたのでご報告いたします。以上でございます。
会長	本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	それではご意見ないようでございますので、以上で、日程第6「報告第10号」を終わります。
会長	続いて、日程第7 議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局および担当農業委員からそれぞれ説明をお願いします。
事務局	9ページをお開きください。高島市 農委議案第19号「農地法 第3条の規定による許可申請について」10ページをご覧ください。 番号1。申請地は、譲渡人において、遠方に居住しているため耕作ができませんでしたが、隣地の居宅の購入者が畑として当該申請地を利用したい旨、譲渡人に売買の申出をしたところ、話がまとまり所有権移転するものです。譲受人世帯におきましては、居宅隣地の畑で、憧れであった野菜づくりをしていくにあたり、夫婦での労働力等を勘案して、面積的にも、申請地を効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。申請位置図等は、報告・議事案件資料集4ページから6ページをご参照ください。以上でございます。
中田委員	それでは、番号1の案件につきまして確認をさせていただきましたので、ご報告をさせていただきます。番号1の案件につきましては、高齢の母親が昨年死亡されまして、以前に父親の死亡の時に相続しております譲渡人につきましては大阪で在住というようなことでございました。そうしたことで空き家となった実家とともにそれに隣接いたします農地の販売ということで話がまとまったということでございます。この譲受人につきましては30代のご夫婦とお子さんというようなことでございます。今、現にこの家屋の改修を自らやるというようなことで取り組んでいるところでございますし、農地につきましても、あこがれを持っていたので必ず野菜等の耕作をしようと言われておられました。現況、写真を見ていただきますと、少し荒れているようでございますが、これはここ5年間ぐらい耕作がされておりませんので、単に草刈りだけをしてきたというような実状でご

	ざいますので、畑への復元につきましても十分可能なものというふうに考えておりますし、この案件につきましても私と住居が同じ集落でございしますので、3条目的が達成できるように見守っていきたいとうふうに思っております。なおまた、他の農地等の耕作につきましても影響が出るものでもございませので、このことにつきましても併せて報告をさせていただきますまして確認事項とさせていただきます。以上でございます。
事務局	番号2。申請地は譲渡人において遠方に居住していることから、規模拡大を目指す譲受人に贈与により所有権移転するものです。譲受人世帯における農機具の保有状況、労働力、農作業経験から、申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。申請位置図等は、報告・議事案件資料集7ページから8ページをご参照ください。以上でございます。
日置委員	12番 日置でございます。ただ今事務局の説明のとおりなんですが、譲受人と譲渡人は親戚関係にありまして、もう30年ずっと耕作されていまして、この度贈与で所有権移転をするということでございます。以上でございます。よろしくご審議をお願いします。
事務局	番号3から番号6は関連性がございしますので、まとめて説明させていただきます。 申請地は、各譲渡人において、耕作することが難しく、農業の規模を縮小していきたいと考え、隣接で農業用機械等を販売する法人に売買の申出をしたところ、農業の規模拡大を行う上で便利がよいため、話がまとまり所有権移転するものです。譲受法人におきましては、農地所有適格法人であり、米・大豆を主に生産され、農作業受託もされており、農機具の保有状況、労働力、農作業経験から、申請地を効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。申請位置図等は、報告・議事案件資料集9ページから11ページをご参照ください。以上でございます。
地村委員	9番 地村です。ただ今の事務局の説明のとおりでございます。譲受人はですね、大規模に農業経営をされています。これらの農地ですが、譲受人の整備センターの近くにありますので利便性があります。現地確認をいたしました。問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いいたします。

会長	以上で説明が終わりました。これより、議案第１９号「農地法第３条の規定による許可申請について」の「所有権の移転」番号１から番号６の案件について審議を行います。 本件について、ご意見やご質問がございましたら、ご発言いただきたいと思ひます。 （質疑・意見なし）
会長	ござひませんか。それではご意見ないようでござひますので、これより、議案第１９号「農地法第３条の規定による許可申請について」採決を行います。「所有権の移転」番号１の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号２の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号３の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号４の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号５の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 挙手多数。
会長	次に、番号６の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は、

	挙手をお願いします。 挙手多数。
会長	よって、議案第 19 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の、「所有権の移転」番号 1 から番号 6 の案件については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。
会長	次に、日程第 8 議案第 20 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局および担当いただきました農業委員からそれぞれ説明をお願いいたします。
事務局	11 ページをお開きください。高島市農委議案第 20 号「農地法 第 4 条の規定による許可申請について」12 ページをご覧ください。 番号 1。本件は、農作業小屋の建築にあたり田 1 筆を農地転用申請するものです。農地区分は、安曇川町三尾里集落内で住宅等が連坦している地域に該当するため第 3 種農地と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えられます。 被害防除については、雨水排水については、自然浸透により放流します。万一被害が生じた場合には、申請者が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。隣接土地所有者の承諾書も添付されています。また、受益地である安曇川沿岸土地改良区との協議も整っているところです。 なお本件は、昭和 42 年頃 JR 湖西線の敷地に提供したことに伴い面積が小さくなった農地に、申請人の亡き父が農作業小屋を農地法の許可を得ずに建築してしまったことについて、申し訳ない旨の顛末書が添付されています。農地法第 4 条第 2 項の一般基準の規定により審査したところ、必要書類は添付されており許可基準を満たしていると考えます。申請位置図等は、資料集の 12 ページから 14 ページをご参照ください。以上でございます。
地村委員	9 番 地村です。ただ今の事務局の説明どおりでございます。現地確認をいたしました。顛末案件でございますが、よろしくご審議をお願いいたします。
会長	以上で説明が終わりました。これより、議案第 20 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」番号 1 の案件について、審議を行います。

会長	法第 3 1 条第 1 項の規定により、 番 の退席を求めます。 (退席) それでは、本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	それではご意見ないようでございますので、これより、「農地法第 4 条の規定による許可申請について」番号 1 の案件について採決を行います。 本件について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	よって「農地法第 4 条の規定による許可申請について」番号 1 の案件については、申請のとおり許可することに決定いたしました。 (入場・着席)
会長	それでは次に、日程第 9 議案第 2 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局および担当いただきました農業委員からそれぞれ説明をお願いいたします。
事務局	1 3 ページをお開きください。高島市農委議案第 2 1 号「農地法 第 5 条の規定による許可申請について」1 4 ページをご覧ください。番号 1。 本件は、譲受人に子供が生まれ家族が増えたため、現在の住宅が手狭となり、新しく戸建て住宅を持ちたいとの思いから、実家近くで一般住宅を建築できる場所を探していましたが、条件に合う土地が見つからず、周囲の農業者への影響が少ないと思われる当該地、畑 1 筆を売買により譲り受け農地転用するものです。農地区分は、申請地から 3 0 0 メートル以内にマキノ支所があることから第 3 種農地と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えます。 被害防除につきましては、雨水排水については、自然浸透および東側の既設側溝へ排水します。また、生活排水におきましては公共下水道に接続します。万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の

	誓約書が添付されています。隣接農地所有者の承諾書も添付されております。なお、譲渡人より、申請地を他者に貸し資材置場として、農地法の許可を得ずに利用してきたことについて、申し訳ない旨の顛末書が添付されています。農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。工期は、4月中旬から10月中旬の予定です。申請位置図等は、報告・議事案件資料集14ページから16ページをご参照ください。以上でございます。
水口委員	3番 水口です。今、事務局の説明のあったとおりでございます。今、資材置き場になっている赤線の外の部分につきましても、農地として復旧さすというふうに話を聞いています。皆様のご審議よろしくをお願いします。
事務局	番号2。本件は主に神仏冠婚葬祭用品の製造、販売をしている譲受法人の社員の駐車場を確保するため、田2筆を売買により譲り受け、農地転用するものです。農地区分は、高島市鴨、北鴨集落内であり周りに住宅等があるため、住宅等が連坦していることから第3種農地と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えます。被害防除につきましては、雨水排水は、北側と西側の既設水路に排水します。万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。なお、申請地は長年にわたり、農業や漁業の小屋として利用されていたところ、平成25年頃に社員駐車場として借り上げ、農地法の許可を得ずに利用していることについて、申し訳ない旨の顛末書が譲受人より添付されています。農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の17ページから19ページをご参照ください。以上でございます。
萬木委員	15番 萬木です。詳細な説明は事務局の説明のとおりです。現地を確認しましたが、もう現に駐車場として使用されているため、顛末案件としてご審議よろしくをお願いします。
事務局	番号3。本件は市内で不動産業を営んでいる譲受人が、事業計画の一環として宅地分譲するため、田2筆を売買により譲り受け、農地転用するものです。農地区分は都市計画区域内の用途地域、第1種住居地域であることから第3種農地と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えます。今回の申請地で4区画の宅地分譲を計画されています。被害防除については、雨水は、市道の前面道路側溝へ放流します。また、南側に

	Ｌ型擁壁を設置します。万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。隣接農地所有者の承諾書も添付されています。また、受益地である安曇川沿岸土地改良区との協議も整っているところです。農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。工期は、４月中旬から５月下旬の予定です。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の２０ページから２２ページをご参照ください。以上でございます。
足立委員	１７番 足立です。内容につきましては、ただ今事務局の説明のとおりです。新旭の駅西にあたりまして、この地区におきましては以前から宅地分譲がすすんでいるといった地域でございます。なんら問題ないと思いますので、審議の方よろしくお願いします。
会長	ありがとうございました。以上で説明が終わりました。これより、議案第２１号「農地法第５条の規定による許可申請について」審議を行います。本件について、ご意見、ご質問はございませんか。 （意見・質疑なし）
会長	よろしいですか、それではご意見ないようでございますので、これより、議案第２１号「農地法第５条の規定による許可申請について」採決を行います。 所有権の移転、番号１の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号２の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号３の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 全員挙手。

会長	よって、議案第 2 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」のあった、「所有権の移転」 3 件については、申請のとおり許可することに決定しました。
会長	それでは続いて次の日程でございますが、議案説明のため、農業政策課職員がここで入室いたします。 (農業政策課入室)
会長	それでは、続きまして、日程第 1 0 議案第 2 2 号「高島市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。農業政策課より説明をいたします。
農業政策課	農業政策課 藤原と申します。私より高島市農用地利用集積計画の決定についてご説明申し上げます。初めに資料に誤りがありましたので、申し訳ございませんが別紙のとおり差し替えさせていただきます。訂正箇所は利用集積計画の内容になっておりまして、1 か所目が 1 8 ページ、番号 7 ～ 9 の借賃の支払い方法が物納となっていたのを現金に訂正いたしました。なお訂正箇所には下線を引いております。2 か所目が 1 9 ページ、番号 1 1 の始期を令和 5 年 4 月 2 0 日、終期を令和 2 3 年 1 2 月 3 1 日に訂正いたしました。3 か所目が 2 0 ページから 2 1 ページ、番号 2 6 から 3 0、借賃が反あたり 9, 0 0 0 円となっていたのを、反あたり 5 0 キログラムに訂正いたしました。以上となります。大変申し訳ございませんでした。 では、説明を申し上げます。差し替え資料の 1 6 ページをごらんください。高島市農用地利用集積計画 令和 5 年 4 月 2 0 日 滋賀県高島市。続いて農用地利用集積計画表は 1 7 ページでございます。なお貸し手、借り手の住所氏名等の読み上げについては割愛させていただきます。 1. 利用権設定について、(1) 利用権設定農用地は 3 4 筆、(2) 利用権設定面積は 5 2, 9 3 3 平方メートルでございます。(3) 利用権設定者は 1 4 名、(4) 農用地利用申出者は 1 4 名でございます。(5) その他、利用権設定各筆明細は 1 8 ページから 2 1 ページのとおりでございます。 2. 所有権移転について、(1) 所有権移転農用地は 1 筆、(2) 所有権移転面積は 1, 1 7 6 平方メートル、(3) 所有権譲渡者、売り手は 1 名、(4) 所有権譲受者、買い手は 1 名、(5) その他、所有権移転各筆明細は 2 2 ペ

	一ジのとおりでございます。農用地利用権申出者および所有権移転譲受者 15 名はすべての農地について効率的に耕作し、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしている者であります。以上で農用地利用集積計画の決定についての説明とさせていただきます。
会長	以上で説明が終わりました。これより、議案第 22 号「高島市農用地利用集積計画の決定について」を審議いたします。 それでは、18 ページから 21 ページ、利用権設定各筆明細、「貸し手から借り手」番号 1 から番号 34 の案件について審議を行います。 本件につきまして、ご意見、ご質問ございましたらご発言ください。 はい、采野委員。
采野委員	5 番 采野です。この議案に対してどうというのではなくて、参考程度に教えていただきたいんですけど、例えば 14 番から 18 番の賃料が「時価 5,000 円相当量の物納」となっていますが、こういうのは例えば、例としたらどういう形に実際はなるのかなと思って、ちょっと知識として持っておきたいんで。
農業政策課	これはですね、申出者の書かれているとおりに記載させていただいておりまして、詳細については確認をしていなかったのをお答えとしてはできなくて申し訳ありません。
采野委員	おそらくお米の、何か農協の何か参考にされているのかなと思って、ちょっと参考程度にお聞きしただけですんで。すみません、以上です。
農業政策課	今の質問の補足というようなことでご説明をさせていただきます。物納でたとえば 1 反何キログラムというような決めがあって、それで契約が成り立っているというふうな形でさせていただいているのに準じるような形で、時価 5,000 円相当額の野菜であり、こちらの方が比較的面積の小さい筆でございますので、そういう書き方をされているというようなところでございます。市といたしましても「現金なんぼ」というような形が一番わかりやすいとは思いますが、農地の適正利用を図るというような観点から、この記載においてもやむを得ないだろうというふうに考えさせていただいているというところで、あまり標準からはずれるものにつきましては、市の計画とも合致しない、確認ができないということになりますので、状況を見て判断をさせていただきたいというふうに考えており

	ます。以上でございます。
会長	よろしいですか。他、ご意見ございませんか。それでは、他にご意見もないようでございますので、これより、利用権設定各筆明細、「貸し手から借り手」番号 1 から番号 3 4 の案件について採決を行います。 本件について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	よって利用権設定各筆明細、「貸し手から借り手」番号 1 から番号 3 4 の案件については、原案のとおり承認することに決定をしました。
会長	次に、22 ページ、所有権移転各筆明細、「売り手から買い手」番号 1 の案件について、審議を行います。 本件につきまして、ご意見、ご質問ございましたらご発言ください。 (質疑・意見なし)
会長	ご意見ないようでございますので、これより、所有権移転各筆明細、「売り手から買い手」番号 1 の案件について、採決を行います。 本件について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、所有権移転各筆明細、「売り手から買い手」番号 1 の案件については、原案のとおり承認することに決定いたします。
会長	次に、日程第 11 議案第 23 号「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」を議題といたします。農業政策課より説明を行います。
農業政策課	農業政策課の大辻と申します。私の方からは、農業経営改善計画の認定につきご意見を求めることにつきましてご説明申し上げます。まず 23 ページをご覧ください。今回申請がございましたのは安曇川地域で継続が 1

	件、今津地域で新規が１件となっております。それではその申請につきましてご説明申し上げます。２４ページをご覧ください。番号１の■■■■さんの案件です。こちらは５年前の経営面積は１２０．７アールでありましたが、これを２８２．６アールまで拡大する計画を立てられておりました。それから現状は１７３．３アールにとどまっておりますが、農地の交換等を進め点在している農地を集積集約し作業効率の向上を図る計画を立てられております。また、収益の向上を図るため、契約栽培による業務用多収米の作付けにも取り組む計画を立てられております。 続きまして番号２の■■■■さんです。今回新規で認定農業者に申請されました。現在は水稻を５４９．１アール営農されております。作業が過多とならないよう刈り取り時期が集中しないような品種選定を行うと同時に、休日を定め効率的に耕作をし、経営面積を６５３．６アールまで拡大する計画を立てられています。これらの案件につきましては、農業政策課において慎重に内容を審査し、各関係機関から同意をいただいていることを申し添えます。以上、農業経営改善計画の認定につきまして、ご意見を求めることにつきましての説明とさせていただきます。 会長 ありがとうございます。以上で説明が終わりました。これより、議案第２３号「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」審議を行います。本件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらご発言ください。 （質疑・意見なし） 会長 よろしいですか、それではご意見ないようでございますので、これより、番号１、番号２の案件について採決を行います。 まず、番号１の案件について、原案のとおり同意することに賛成の方は、挙手をお願いします。 全員挙手。 会長 次に、番号２の案件について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
--	---

会長	よって、農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて、番号 1、番号 2 の案件は、原案のとおり同意することに決定いたします。
会長	本日予定しておりました議事日程については、終了とさせていただきます。ここでお諮りをさせていただきたいと思います。本日お手元に配付いたしました追加議案 議案第 24 号「県営上安曇地区経営体育成基盤整備事業参加資格交替の申出について」、議案第 25 号「県営青井川地区農村地域防災減災事業参加資格交替の申出について」を議事日程に追加し議題にしたいと思いますが、このことにつきましてご異議ございませんか。 (異議なし)
会長	ありがとうございます。異議なしと認めます。 よって、議案第 24 号および議案第 25 号を議事日程に追加し、議案とすることに決定をいたしました。
会長	議事参与の制限についてお願いをさせていただきます。追加議案 議事日程第 1、議案第 24 号と議案第 25 号につきましては、■番 ■、■番 ■に退席を求め、他の案件と切り離して審議・承認をいただくこととなりますのでよろしくご協力をお願いいたします。 追加議案の関係職員として、農村整備課ほ場整備推進室職員が入室をいたします。 (ほ場整備推進室職員 入室)
会長	追加議案日程第 1 議案第 24 号「県営上安曇地区経営体育成基盤整備事業参加資格交替の申出について」議案第 25 号「県営青井川地区農村地域防災減災事業参加資格交替の申出について」は関連がございますので、一括して議題とさせていただきます。続きまして事務局よりこのことにつきまして説明を行います。
事務局	追加議案書の 1 ページをお開きください。議案第 24 号「県営上安曇地区経営体育成基盤整備事業参加資格交替の申出について」、「議案第 25 号 県営青井川地区農村地域防災減災事業参加資格交替の申出について」、最初に、それぞれの案件の事業内容を説明させていただいた後、議案説明をさせていただきます。

まず、議案第２４号県営上安曇地区経営体育成基盤整備事業についてですが、事業内容はほ場整備事業でございます。この事業では将来の農業生産を担う担い手へ農地利用集積・集約を推進し、大規模で安定した農業経営の実現を図り、農地の大区画化や水田の畑地利用を行うことで、高い生産効率や高収益作物の導入も可能とする農地の基盤整備を行うものです。事業規模といたしましては、事業面積１８６ヘクタール、対象農地面積１５５ヘクタール、地権者数３１０人、総事業費は６１．４億円でございます。

次に、議案第２５号県営青井川地区農村地域防災減災事業につきまして、事業内容は一級河川青井川の河川改修事業でございます。ほ場整備事業区域の中を流れる青井川は、梅雨の時期や台風の時期に、頻繁に河川の増水により周辺農地の浸水被害が発生しておりますことから、上安曇地区のほ場整備の計画と整合を図りながら、土地改良事業で河川改修を行うものです。事業規模といたしましては、河川改修延長約１．３キロメートル、総事業費は１９．２億円でございます。この二つの事業につきましては、令和５年度新規採択を目指し、同時施工を計画されています。

続きまして、議案説明をさせていただきます。議案第２４号および第２５号につきまして、事業内容は異なりますが、申出人および申出内容は同じでありますので、合わせて議案説明させていただきます。本件は、上安曇地区および青井川地区土地改良事業に係る地権者１００名の土地改良事業参加資格の交替の承認を求め、耕作者および所有者より土地改良法第３条第２項および同法施行規則第４条第１項の規定に基づく、「土地改良事業参加資格交替申出書」が提出されたことから、本総会に提案させていただくものです。土地改良法第３条第１項によりますと、「土地改良事業に参加する資格」については、第１号 農用地であって所有権に基づき耕作の目的に供されているものについては、その所有者。第２号 農用地であって所有権以外の権原に基づき耕作されているものについては、政令の定めるところにより、農業委員会に対し、その所有者から当該土地改良事業に参加すべき旨の申出があり、かつ、その申出が相当であって農業委員会がこれを承認した場合にあっては、その所有者、その他の場合にあっては、その農用地につき当該権原に基づき耕作を営む者 とされております。このたびの事業について、所有者として土地改良事業に参加するため、参加資格を所有者に交替する、３ページ以降の明細表をごらんいただきますと、左側の現資格者、耕作者から右側の新資格者、農地所有者へ事業参加資格を交替するというものでございます。

土地改良事業の参加資格交替の承認基準につきましては、農地法第１８

会長	条に規定されている農地の賃借権の解約等が許可される要件に適合する場合、または、その他、所有者を参加させることが土地改良法の目的に照らし妥当として認められる場合であり、今回の申出については承認基準に該当するものと考えます。以上でございます。 以上で説明が終わりました。これより、議案第２４号「県営上安曇地区経営体育成基盤整備事業参加資格交替の申出について」審議を行います。まず、８ページ 番号９４、番号９５の案件について審議を行います。法第３１条第１項の規定により、 番 の退席を求めます。 (退席)
会長	それでは本件について、ご意見、ご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	ご意見ないようでございますので、これより番号９４、番号９５の案件について採決を行います。本件について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、番号９４、番号９５の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。 (入場・着席)
会長	次に、２０ページ番号３０８、番号３０９、２１ページ番号３１０の案件について審議を行います。法第３１条第１項の規定により、 番 の退席を求めます。 (退席)
会長	それでは本件について、ご意見、ご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)

会長	それでは、ご意見ないようでございますので、これより番号３０８、番号３０９、番号３１０の案件について採決を行います。 本件について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、番号３０８、番号３０９、番号３１０の案件については、原案のとおり承認することに決定をいたしました。 (入場・着席)
会長	それでは続いて、番号１から番号９３、番号９６から番号３０７、番号３１１から番号４１２の案件について審議を行います。本件について、ご意見、ご質問はございませんか。はい、松村委員。
松村委員	２番 松村です。この資料ですけれども、そもそも先ほどから見てるのですが、追加案件で今日初めて見たのですけれども、全体の筆数も面積も地権者、現耕作者の数も何も書いてないのですね。そもそも全体の面積が何平米で、筆数がどれくらいで、現耕作者が何名で、新規取得者が何名ということが何も書いていない。一筆一筆を審議せよということであれば問題ないのですが、これ上安曇地区のほ場整備の関係ですけれども、そもそもこれで全体が網羅されているのかそれすら説明がないのですよね。部分なのか、またもう一回次にまた別の地区が出てくるのか、その説明もないですし、そもそもこれ今日のこの追加案件でこれ全部で何平米になるのか、権利者が、現耕作者が何名いるのか、新規取得者が何名いるのか。先ほど次長の説明があった中では、所有者とイコールの場合は当たり前ですが、これあがってきていないわけですよね。耕作者と所有者が異なる場合が今回あがってきていると。それが一体何名で地区全体のどのくらいの割合を占めているのか、そういった説明も何もないので。その辺の全体のほ場整備の状況も踏まえて説明をいただけたらと思います。そうでなければ先ほどの権利設定と同じように一括でなしに、一筆ずつやっていかないと全体の面積表示も何もないので、ちょっとおかしいかなと思うのですけれども。その辺を説明の追加をいただけたらと思います。

事務局	失礼いたします。今の松村委員のご質問に全て答えられるかどうかわかりませんが、ご説明をさせていただきたいと思います。この申出自体は3条資格者ということで、例えば基盤強化法による利用権また農地法3条に基づく賃借権等がある場合、基本的にはその方が土地改良事業の資格者になるというような決めがございます。それに基づきまして事業をしようとする場合もあるわけですが、当上安曇地区におかれましては、土地所有者が資格者となるというようなことで地域で取り決めをされたということでございますので、そちらの申出者の一覧表の中の左側に申出者のところに現資格者（耕作者）と書かれている部分につきましては、地域の一般的に担い手といわれる方が記載されているというような形でございます。本来でいきますと土地改良法そのままでいきますと、3条資格者というのはこの担い手の方々になるわけでございますけれども、上安曇地区におかれましては協議のうえ、土地所有者の方が資格者となるというようなご判断をされたというところでございます。その中で耕作者と土地所有者連名で資格者の変更を農業委員会に申出されたというところでございます。その申し出につきましては、現資格者が権限に基づく耕作をする資格のある方また、土地所有者であるということを事務局で確認させていただいたうえで、両者の合意のもとに申出がなされているというところで、これを以って農業委員会総会に諮らせていただきまして、土地改良法に基づく決定をさせていただきたいというのが流れでございます。松村委員のご質問のございました全体のほ場整備面積が何平米あるのかというような累積の面積でございますけれども、地区全体の面積は区画整理として154.6ヘクタールということになっておりますが、こちらの積み上げの方につきましては申し訳ございません、それぞれ個別の申出、それに対してそれぞれ個別の回答という形になります。議案としては一括してあげさせていただいておりますが、それぞれ交替につきましては、土地所有者ごとに申出があつてそれに対する答えを出させていただくという形でございますので、申し訳ございません、累計の面積が今のところ事務局では把握していないというようなところでございます。また、土地改良事業全体の説明につきましては、今後また改めて説明の機会を設けさせていただきたいと思っております。
事務局	ただいまの件でございます。全体の面積の中に占めるこの参加資格者交替の面積につきましては、申し訳ございません、今現在把握はできていない、また、全体の耕作者に占める耕作者および3条資格者が現在何人で、それが今後何人になるという部分につきましても個別の表はございます

	が、集計ができていないというような状況でございます。このような状況ではございますけれども、土地改良事業この件につきまして、先ほど申し上げました内容につきましては次回の総会におきまして詳細にご説明させていただけるように準備を進めてまいりたいと考えておりますので、その点ご理解いただきたいというふうに考えております。
松村委員	結構です。一点だけ教えてください。土地改良法３条２項で交替するという案件ですけれども、交替するということは換地配分が新しく所有者で換地配分されるということですね。当たり前ですが。例えば先ほどの承認されました■■■■■の案件、今、耕作権持っておられる、それは土地改良３条２項で耕作権は消滅するという解釈でいいんですか。
事務局	お答えさせていただきます。土地改良事業の３条２項におきまして、３条資格者が替わることによりまして、当然最終的には換地、途中では一時利用地の指定というような形になりますが、その一時利用地の指定は３条資格者に対してさせていただくことになります。ですので、今現在の耕作権は、いったんこの３条資格者の交替によりまして、事業が執行する間、耕作権はないというような形でご理解いただければと思います。
松村委員	わかりました。ただ、事業が完了して換地配分でいわゆる所有者ですね、この地区が土地の所有者でいこうと。その段階で耕作をしようとする方は、再度耕作権の設定の手続きがいるという解釈でいいんですね。
事務局	そのように考えておるところでございます。
会長	他にございませんか。采野委員。
采野委員	５番 采野です。ちょっと勉強がてらになんですけど、耕作者の人から所有者の方に権利が移動するということでもいいんですね、いったん。ということはちょっと戻るのですけれど、先ほどの所有権の移転があったところとかは、ここにはあがってこないということですね。今みているとエリアがちょうどかぶっているんですけども。
事務局	ここで３条資格者の交替というのは、所有権と耕作権が異なっている場合、土地改良法では耕作者がまず資格者となります。それを翻して土地所有者が土地改良事業上の資格者になる場合について、このような審議が必

	要ということになりますので、先ほどの所有権が交替しましてその所有権を持っている方が耕作をされる場合は、この３条資格者の交替は発生しないということでございます。
采野委員	あと先ほどの全体の面積の話になりますけど、この一覧に載っているそれぞれの一筆ずつの面積足していった総合計がどこにも記されていないという話だったのですが、まちがいなく、これ抜けないのですね一筆も。合計面積がどこにも書いていないから確認のしようがないんですけど。この表の中に一筆も漏れがないという、ないですね。
事務局長	そちらにつきましては、個人と耕作権を持った方の連名によります申出書に基づき、抜けがなく記載されておりますので、全体面積の中ではなく、申出のあったものについては抜けなく、ここに記載させていただいているということでございます。
采野委員	厳密に言ったら、ミスなりなんなりがあって抜けてたら駄目じゃないですか。そういうことを確認したかったのです。
事務局	その点につきましては、こちらの準備室とともに確認させていただいております。
会長	他ございませんか。それではいろいろとご意見いただきました。総括的に申し上げますと全体の面積、また今回対象になりますいわゆる現資格者と新しい資格者の人数の問題、土地改良全体に占める割合等々につきましては、ただいまご質問がございましたので、次回の報告になるようにさせていただきたい、このように思っております。そういうことで他にご意見がないようでございましたら、これより採決に移らせていただきたいと思いますのですが、よろしいですか。 それでは番号１から番号９３、番号９６から番号３０７、番号３１１から番号４１２の案件について採決を行います。 本件につきまして、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 全員挙手。
会長	よって、番号１から番号９３、番号９６から番号３０７、番号３１１か

会長	ら番号４１２の案件については、原案のとおり承認することに決定をいたしました。 次に、議案第２５号「県営青井川地区農村地域防災減災事業参加資格交替の申出について」審議を行います。 この中でお断り申し上げますが、この案件につきましても、合計または、関係する両方の申出者の合計はございませんので、そのことにつきましても含めて次回総会でご報告申し上げるということを事前をお願い申し上げまして審議に入らせていただきますことを、まずお許しをいただきたいと思います。 それではまず、３４ページ番号９４、番号９５の案件について審議を行います。法第３１条第１項の規定により、■■番 ■■■■■■■■■■の退席を求めます。 (■■■■■■■■■■ 退席)
会長	それでは本件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	ご意見ないようでございますので、これより番号９４、番号９５の案件について採決します。本件について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、番号９４、番号９５の案件については、原案のとおり承認することに決定しました。 (■■■■■■■■■■ 入場・着席)
会長	次に、４６ページ番号３０８、番号３０９、４７ページ番号３１０の案件について審議を行います。法第３１条第１項の規定により、■■番 ■■■■■■■■■■の退席を求めます。 (■■■■■■■■■■ 退席)

会長	それでは本件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	ご意見ないようでございますので、これより番号３０８、番号３０９、番号３１０の案件について採決を行います。本件について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、番号３０８、番号３０９、番号３１０の案件については、原案のとおり承認することに決定をしました。 (入場・着席)
会長	次に、番号１から番号９３、番号９６から番号３０７、番号３１１から番号４１２の案件について審議を行います。本件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	ご意見ないようでございますので、これより番号１から番号９３、番号９６から番号３０７、番号３１１から番号４１２の案件について採決を行います。本件につきまして、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 全員挙手。
会長	よって、番号１から番号９３、番号９６から番号３０７、番号３１１から番号４１２の案件については、原案のとおり承認することに決定をいたしました。
会長	大変長時間にわたりましてありがとうございます。以上をもちまして、本日の議事日程については、全て終了とさせていただきます。

	(午後 3 時 7 分 議事終了)
--	-------------------

上記の会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容が真正であることを証するため、ここに署名する。

会 長 _____

議事録署名委員 1 5 番 _____

議事録署名委員 1 6 番 _____